

市第6号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「横浜市港北公会堂」を

「横浜市南公会堂

横浜市港北公会堂

横浜市都筑公会堂」に改める。

別表第2 横浜市南公会堂の項及び横浜市都筑公会堂の項を削る。

別表第3 横浜市港北公会堂の項中「円」を削り、同項の前に次のように加える。

横浜市南公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 1,800	円 2,160
		入場料等を徴収する場合	同	3,600	4,320
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600

附 属 設 備	一式又は1台 、1日につき	6,000
---------	------------------	-------

別表第3 横浜市港北公会堂の項の次に次のように加える。

横 浜 市 都 筑 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	3,900	4,680	
		入場料等を徴収 する場合	同	7,800	9,360	
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収 しない場合	同	5,100	6,120	
		入場料等を徴収 する場合	同	10,200	12,240	
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600	
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき	6,000		

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市南公会堂及び横浜市都筑公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。